

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月15日

【四半期会計期間】 第33期第2四半期(自平成30年9月1日至平成30年11月30日)

【会社名】 ファーマライズホールディングス株式会社

【英訳名】 Pharmarise Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 執行役員 社長 秋山 昌之

【本店の所在の場所】 東京都中野区中央一丁目38番1号

【電話番号】 03-3362-7130(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 沼田 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中央一丁目38番1号

【電話番号】 03-3362-7130(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 沼田 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第32期 第2四半期 連結累計期間	第33期 第2四半期 連結累計期間	第32期
会計期間		自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日	自 平成30年6月1日 至 平成30年11月30日	自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日
売上高	(百万円)	27,232	25,659	54,562
経常利益	(百万円)	526	123	1,092
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は親会社株主に帰属 する四半期(当期)純損失()	(百万円)	148	117	28
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	83	119	178
純資産額	(百万円)	5,885	5,522	5,624
総資産額	(百万円)	24,903	24,191	24,265
1株当たり四半期純利益金額又は四 半期(当期)純損失金額()	(円)	16.41	12.98	3.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	15.85	-	-
自己資本比率	(%)	21.9	21.3	21.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	485	311	1,330
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	340	316	527
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	255	1,058	894
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	2,653	4,073	3,643

回次		第32期 第2四半期 連結会計期間	第33期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	17.16	0.32

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第33期第2四半期連結累計期間及び第32期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成30年6月1日～平成30年11月30日）におけるわが国経済は、先行きについて通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続くことが期待されております。

調剤薬局業界におきましては、医療費抑制等の社会的要請を背景に後発医薬品の使用拡大及びセルフメディケーションに対する取組み強化、並びに厚生労働省の発表した「患者のための薬局ビジョン」への対応が求められる中、周辺業種からの参入により競争が激化すると同時に、平成30年4月の診療報酬・薬価改定の影響は大変厳しいものとなっており、一層の経営努力が求められる事業環境となっております。

こうしたなか、当社グループは平成30年11月8日に「中期経営計画 SFG (Steps for Future Growth) 2021～成長を目指した経営基盤の構築」を公表し、調剤薬局事業における競争力の強化及び新規出店並びにM&Aの加速、物販事業の拡大及び収益性の向上、業務手法とグループ組織構造の見直しによる収益構造の改善、を推進しております。そして、本計画に基づき高齢者に対する健康寿命延伸プログラムを展開する等の他、従来からの地域医療（在宅医療及び施設調剤）、後発医薬品使用拡大及び電子お薬手帳の普及・推進、また、セルフメディケーションへの対応や健康保険制度外事業の拡大等についても継続的に推進してまいりました。

当第2四半期連結累計期間における業績は、売上高25,659百万円（前年同期比5.8%減）、営業利益174百万円（同70.1%減）、経常利益123百万円（同76.6%減）、親会社株主に帰属する四半期純損失117百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純利益148百万円）となりました。

売上高につきましては、平成30年4月の診療報酬・薬価改定の影響による調剤薬局事業における売上減少により、前年同四半期比減収となりました。

また、利益面においても、物販事業は着実な採算改善の傾向が見られるものの、平成30年4月の診療報酬・薬価改定の影響による利益減少により、営業利益は前年同四半期比減益となりました。

財政状態につきましては、当第2四半期連結会計期間末における資産の残高は24,191百万円となり、前連結会計年度末残高24,265百万円に対し、73百万円減少いたしました。主な要因は、回収による未収入金、償却等によるのれんや有形固定資産その他の残高が減少した一方で、社債の発行等による現金及び預金の残高の増加や取得による建物及び構築物の残高が増加したことによるものであります。

負債の残高は18,668百万円となり、前連結会計年度末残高18,640百万円に対し、28百万円増加いたしました。主な要因は起債による社債や借入による長期借入金の残高の増加の一方で、支払等による買掛金や返済による一年内返済予定の長期借入金の残高の減少によるものであります。

純資産の残高は5,522百万円となり、前連結会計年度末残高5,624百万円に対し、101百万円減少いたしました。この主な要因は、当社の配当金支払による利益剰余金の残高の減少した一方で、や新株の発行に伴う資本金、資本準備金の残高の増加によるものであります。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(調剤薬局事業)

当第2四半期連結累計期間における調剤薬局店舗は、10店舗増加、2店舗減少で、当第2四半期連結累計期間末時点において当社グループが運営する店舗数は263店舗となりました。増加した店舗は、連結子会社化した株式会社ケミストの6店舗（長崎県）、ファーマライズ株式会社が経営する群馬県の1店舗及び埼玉県内の1店舗、並びに、北海道ファーマライズ株式会社が経営する北海道の1店舗、関西ファーマライズ株式会社が経営する大阪府の1店舗であります。

薬局運営面につきましては、選ばれる「かかりつけ薬局」となるために、地域医療（在宅医療及び施設調剤）の実施、後発医薬品推進、患者情報の一元管理や重複投与・飲み合わせ・残薬確認強化の観点から電子お薬手帳「ポケットファーマシー」の利用促進、24時間対応に向けた取組みを継続しております。

また、一般用医薬品や健康食品等のセルフメディケーション関連商品の販売及び健康支援イベント等も実施するセルフメディケーション・サポート店舗の展開に対する取組みも、継続的に推進しております。

これらにより、当第2四半期連結累計期間における調剤薬局事業の業績は、売上高は20,023百万円（前年同期比7.2%減）、セグメント利益は333百万円（同60.3%減）となりました。

（物販事業）

物販事業の主な内容は、薬ヒグチ & ファーマライズ株式会社によるドラッグストア等の運営事業、北海道ファーマライズ株式会社による化粧品等販売事業、及び新世薬品株式会社によるコンビニエンスストアの運営事業であります。

本事業における当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は4,708百万円（前年同期比1.7%減）、セグメント損失は76百万円（同47.6%減）となりました。これは、コンビニエンスストア及びドラッグストアの運営事業が採算改善の途上にあることが主な要因であります。

なお、当第2四半期連結累計期間における調剤を併設しない本セグメントの店舗数は1店舗増加、1店舗減少で、当第2四半期連結累計期間末時点において当グループが運営する店舗数は53店舗となりました。

（医学資料保管・管理事業）

医学資料保管・管理事業は、調剤薬局事業の周辺業務として、株式会社寿データバンクが手掛ける紙カルテやレントゲンフィルム等の保管・管理事業であります。現時点では医学資料の保管・管理に対する需要は継続的に発生しておりますが、保管年数の短縮化等、経費削減の動きが徐々に発生してきており、新規需要の獲得に向け積極的な営業活動を展開しております。

このような環境下、当第2四半期連結累計期間における業績は、売上高は348百万円（前年同期比4.6%減）、セグメント利益は50百万円（同22.2%減）となりました。

（医療モール経営事業）

医療モール経営事業は、北海道ファーマライズ株式会社がJR札幌駅内の「JRタワーオフィスプラザさっぽろ」で運営している医療モールに係る事業です。

医療モール経営事業における当第2四半期連結累計期間の業績は堅調に推移しており、売上高は256百万円（前年同期比0.1%減）、セグメント利益は47百万円（同22.7%減）となりました。

（その他）

その他の事業の主な内容は、株式会社ミュートスで行っている製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業等、ファーマライズ株式会社の子会社である株式会社レイケアセンターによる人材派遣事業、新世薬品株式会社で行っている文具等の販売事業等であります。

その他の事業における当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は321百万円（前年同期比25.0%増）、セグメント損失は0百万円（同88.0%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、4,073百万円（前年同期比1,419百万円の増加）となりました。

当第2四半期連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は、311百万円（前年同期比173百万円増加）となりました。この主な要因は、税金等調整前四半期純利益を92百万円、減価償却費を259百万円、のれん償却額を341百万円計上、株式報酬費用を40百万円、売上債権が329百万円減少、たな卸資産が46百万円減少した一方で、仕入債務が1,092百万円減少し、法人税等の支払額が417百万円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、316百万円（前年同期比23百万円減少）となりました。この主な要因は、新規開局等に伴う有形固定資産の取得による支出が256百万円、事業譲受による支出が50百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が150百万円あった一方で、有形固定資産の売却による収入が152百万円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、1,058百万円（前年同期は255百万円支出）となりました。この主な要因は、長期借入れによる収入が1,100百万円、社債の発行による収入が1,478百万円、株式の発行による収入が103百万円あった一方で、長期借入金の返済による支出が1,310百万円、リース債務の返済による支出が111百万円、社債の償還による支出が77百万円、配当金の支払額が125百万円となったことによるものであります。

（3）研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は6百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

アスパラントグループ株式会社及びA G 2号投資事業有限責任組合との資本業務提携契約

当社は、平成30年11月8日開催の取締役会決議に基づき、同日付でアスパラントグループ株式会社（東京都港区赤坂二丁目23番1号）（以下、「A G社」といいます。）と、A G社が運営・管理するA G 2号投資事業有限責任組合（東京都港区赤坂二丁目23番1号）（以下、「A G 2号ファンド」といいます。）と資本業務提携契約を締結し、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」及び「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載のとおり、平成30年11月26日を払込期日として第三者割当により発行される新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行を行いました。資本業務提携契約の概要は次のとおりです。

（1）本資本業務提携の目的及び理由

A G 2号ファンドの無限責任組合員であるA G社は、平成24年10月5日に設立され、潜在的な競争力のある国内企業に投資し、経営者と共に業績改善・成長を支援する会社であり、大手企業、プロフェッショナルファーム、公的機関等で長年経験を積んだメンバーで構成されております。

当社グループでは、変化していく調剤薬局事業環境下におきましても、当社グループが適正な利益水準を確保しながら力強く成長を継続するための経営基盤構築を目的とし、平成30年11月8日に「中期経営計画 S F G（Steps for Future Growth）2021～成長を目指した経営基盤の構築」（以下、「新中計」といいます。）を公表しましたが、その目的を達成していくため、当社グループが経営課題と考えていた業務手法及び収益構造の改善において、高い知見と実績を有しているA G社と資本業務提携契約を締結したものです。

（2）本資本業務提携の内容

業務提携の内容

本資本業務提携に係る業務提携は当社の企業価値向上を目的として、当社は新中期経営計画達成に向けた諸施策を遂行するとともに、A G社は主に以下の内容の業務支援を実施します。

ア．既存事業の改善

イ．M & A、新規出店の強化・効率化

ウ．経営管理体制の強化

資本提携の内容

当社は、第三者割当により、A G 2号ファンドに対して新株式及び新株予約権付社債の割当てを行います。

取締役の受入れ

当社、A G社及びA G 2号ファンドは、本資本業務提携契約において、A G社又はA G 2号ファンドが当社の取締役2名を指名することができる旨の合意をしております。かかる合意に基づき、当社は、当社の平成31年8月開催予定の第33期定時株主総会において、A G社又はA G 2号ファンドが指名する取締役候補者2名を含む役員選任議案を提出する予定です。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,398,000
計	31,398,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年1月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,239,620	9,239,620	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 あります。
計	9,239,620	9,239,620		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成30年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)6名
新株予約権の数(個)	8,136
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの目的となる株式数(株)	10
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,360
新株予約権の行使時の払込金額(円/株)	1
新株予約権の行使期間	平成30年9月19日(西暦2018年9月19日) ～平成60年9月18日(西暦2048年9月18日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり498 資本組入額 1株当たり249
新株予約権の行使の条件	下記募集事項(10)に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	下記募集事項(11)に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	下記募集事項(13)に記載しております。

新株予約権の発行時(平成30年9月18日)における内容を記載しております。

当社は、平成30年8月28日の取締役会において、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項について、次のとおり決議しております。

(募集事項)

(1) 新株予約権の名称 ファーマライズホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者及び人数 当社の取締役(社外取締役を除く)6名

(3) 新株予約権の数

当社取締役が付与する新株予約権は8,136個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとする。

(6) 新株予約権の割当日 平成30年9月18日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年9月19日(西暦2018年9月19日)から平成60年9月18日(西暦2048年9月18日)までとする。ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。

ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(10)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(8)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(9)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

(12)に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により発生する1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(16) 新株予約権の行使の際の払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 高円寺支店 (東京都杉並区高円寺北二丁目7番4号)

【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成30年11月8日
新株予約権の数(個)	13
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	2,600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円/株) (注)2	570
新株予約権の行使期間	平成30年11月26日(西暦2018年11月26日) ~平成35年11月25日(西暦2023年11月25日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)3	発行価格 1株当たり285 資本組入額 1株当たり285
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び同条第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権付社債の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,482

新株予約権付社債の発行時(平成30年11月26日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行われた本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額(下記(注)2.(2)に定義される。)で除して得られる数とする。

但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定め

る単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

本新株予約権の行使により交付される株式 1 株あたりの払込金額 (以下「転換価額」という。) は、当初、570円とする。なお、転換価額は下記 (注) 2 . (3) に定めるところに従い調整されることがある。

(3) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記 (注) 2 . (4) に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「転換価額調整式」という。) により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(4) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価 (下記 (注) 2 . (5) に定義される。以下同じ。) を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合 (但し、下記 の場合、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日 (基準日を定めない場合は、効力発生日) の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当 (新株予約権付社債を無償で割り当ててする場合を含む。以下同じ。) は、新株予約権を無償発行したものとして本 を適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利 (以下「取得請求権付株式等」という。) の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日 (基準日を定めない場合は、その効力発生日) の翌日以降これを適用する。

但し、本 に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の発行要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日 (以下「転換・行使開始日」という。) の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

上記乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至 に拘らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該承認があった場合には、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を別途交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該機関内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により生じる単元未満株式の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)

(5) 転換価額調整式の取扱いは以下に定めるところによる。

転換調整価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、上記(注)2.(4)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。以下「時価」という。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に上記(注)2.(4)又は下記(注)2.(6)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(6) 上記(注)2.(4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 上記(注)2.(4)又は上記(注)2.(6)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(注)5.(1)乃至下記(注)5.(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本発行要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本発行要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(注)2.(3)乃至上記(注)2.(7)と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記(注)4.に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本(注)5.の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年9月3日 (注1)	18,170	9,057,220	3	1,178	3	1,125
平成30年11月26日 (注2)	182,400	9,239,620	51	1,229	51	1,177

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 有償第三者割当 発行価格570円 資本組入額51,984,000円

割当先 AG2号投資事業有限責任組合

(5) 【大株主の状況】

平成30年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)ビックフィールド	東京都杉並区阿佐谷南1-1-2	3,015,000	32.6
中北薬品(株)	愛知県名古屋市中区丸の内3-11-9	396,000	4.3
(株)バイタルネット	宮城県仙台市青葉区大手町1-1	382,900	4.1
(株)ほくやく	北海道札幌市中央区北六条西16-1-5	382,900	4.1
ファーマライズ従業員持株会	東京都中野区中央1-38-1	334,100	3.6
大野 小夜子	東京都杉並区	275,740	3.0
AG2号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂2-23-1	182,400	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 02 505002 (常任 代理人(株)みずほ銀行決済営業 部)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都港区港南2-15-1 品川インターシ ティA棟)	162,600	1.8
エア・ウォーター(株)	北海道札幌市中央区北三条西1-2	150,000	1.6
日医工(株)	富山県富山市総曲輪1-6-21	150,000	1.6
計		5,431,640	58.8

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,237,900	92,379	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 1,720		同上
発行済株式総数	9,239,620		
総株主の議決権		92,379	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役執行役員 薬局統括部、地域医療推進部所管役員	専務取締役執行役員事業推進本部 薬局統括部長	松浦 恵子	平成30年10月1日
常務取締役執行役員 総務部、採用・研修部所管役員	常務取締役執行役員	大野 小夜子	平成30年10月1日
取締役執行役員 営業部所管役員	取締役執行役員	赤松 優仁	平成30年10月1日
取締役執行役員 経営企画部、経理・財務部所管役員	取締役執行役員 経営戦略本部長 兼 経営企画部長	沼田 豊	平成30年10月1日

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年6月1日から平成30年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年5月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,653	4,083
売掛金	728	787
商品及び製品	2,050	2,031
未収入金	2,193	1,901
その他	374	360
貸倒引当金	57	55
流動資産合計	8,942	9,109
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,185	3,329
土地	2,620	2,533
その他（純額）	697	587
有形固定資産合計	6,503	6,449
無形固定資産		
のれん	5,345	5,225
その他	296	267
無形固定資産合計	5,642	5,493
投資その他の資産		
差入保証金	1,529	1,477
その他	1,770	1,785
貸倒引当金	130	133
投資その他の資産合計	3,169	3,129
固定資産合計	15,315	15,072
繰延資産	7	9
資産合計	24,265	24,191

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年5月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,456	4,436
短期借入金	-	13
1年内償還予定の社債	154	154
1年内返済予定の長期借入金	3,244	2,781
未払法人税等	410	209
賞与引当金	100	110
店舗閉鎖損失引当金	51	51
その他	1,352	1,340
流動負債合計	10,769	9,097
固定負債		
社債	309	1,714
長期借入金	6,175	6,447
退職給付に係る負債	521	558
その他	864	851
固定負債合計	7,870	9,571
負債合計	18,640	18,668
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,174	1,229
資本剰余金	1,252	1,307
利益剰余金	2,852	2,608
株主資本合計	5,279	5,146
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	2
退職給付に係る調整累計額	15	15
その他の包括利益累計額合計	17	18
新株予約権	140	173
非支配株主持分	187	184
純資産合計	5,624	5,522
負債純資産合計	24,265	24,191

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年6月1日 至平成29年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年6月1日 至平成30年11月30日)
売上高	27,232	25,659
売上原価	23,243	22,131
売上総利益	3,989	3,527
販売費及び一般管理費	1 3,404	1 3,353
営業利益	584	174
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	0	0
物品売却益	9	27
受取賃貸料	11	9
貸倒引当金戻入額	2	0
その他	31	20
営業外収益合計	58	61
営業外費用		
支払利息	55	43
持分法による投資損失	28	9
支払手数料	1	33
休止固定資産費用	8	4
その他	22	22
営業外費用合計	116	112
経常利益	526	123
特別利益		
固定資産売却益	-	6
投資有価証券売却益	1	-
特別利益合計	1	6
特別損失		
固定資産売却損	-	16
減損損失	61	16
固定資産除却損	0	4
特別損失合計	61	37
税金等調整前四半期純利益	466	92
法人税等	386	212
四半期純利益又は四半期純損失()	79	120
非支配株主に帰属する四半期純損失()	68	2
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	148	117

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年6月1日 至平成29年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年6月1日 至平成30年11月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	79	120
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
退職給付に係る調整額	3	0
その他の包括利益合計	3	0
四半期包括利益	83	119
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	151	116
非支配株主に係る四半期包括利益	68	2

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年6月1日 至平成29年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年6月1日 至平成30年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	466	92
減価償却費	312	259
減損損失	61	16
のれん償却額	352	341
株式報酬費用	28	40
貸倒引当金の増減額（は減少）	1	1
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	27	32
受取利息及び受取配当金	3	3
支払利息	55	43
固定資産除却損	0	4
固定資産売却損益（は益）	-	10
投資有価証券売却損益（は益）	1	-
持分法による投資損益（は益）	28	9
売上債権の増減額（は増加）	1,488	329
たな卸資産の増減額（は増加）	23	46
仕入債務の増減額（は減少）	68	1,092
その他	2	12
小計	252	142
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	56	45
法人税等の支払額	230	417
法人税等の還付額	52	8
営業活動によるキャッシュ・フロー	485	311
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	-
定期預金の払戻による収入	10	-
有形固定資産の取得による支出	174	256
有形固定資産の売却による収入	-	152
無形固定資産の取得による支出	0	13
投資有価証券の取得による支出	5	10
投資有価証券の売却による収入	5	-
差入保証金の差入による支出	40	13
差入保証金の回収による収入	68	42
貸付けによる支出	33	11
貸付金の回収による収入	20	10
事業譲受による支出	-	50
預り保証金の返還による支出	9	3
預り保証金の受入による収入	0	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	131	150
その他	51	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	340	316

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年6月1日 至平成29年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年6月1日 至平成30年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	100	-
長期借入れによる収入	1,600	1,100
長期借入金の返済による支出	1,646	1,310
リース債務の返済による支出	106	111
社債の発行による収入	-	1,478
社債の償還による支出	77	77
株式の発行による収入	-	103
配当金の支払額	125	125
財務活動によるキャッシュ・フロー	255	1,058
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,081	429
現金及び現金同等物の期首残高	3,734	3,643
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,653	1 4,073

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年6月1日 至 平成30年11月30日)
(税金費用の計算) 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年6月1日 至 平成30年11月30日)
(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年6月1日 至 平成30年11月30日)
役員報酬	191百万円	207百万円
給料手当	565百万円	566百万円
退職給付費用	12百万円	13百万円
貸倒引当金繰入額	4百万円	3百万円
賞与引当金繰入額	44百万円	50百万円
租税公課	1,257百万円	1,178百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年6月1日 至 平成30年11月30日)
現金及び預金	2,663百万円	4,083百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	10百万円	10百万円
現金及び現金同等物	2,653百万円	4,073百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成29年6月1日至平成29年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年8月24日 定時株主総会	普通株式	126	14	平成29年5月31日	平成29年8月25日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成30年6月1日至平成30年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年8月28日 定時株主総会	普通株式	126	14	平成30年5月31日	平成30年8月29日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合(株式会社ケミスト)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ケミスト

事業の内容 調剤薬局事業

企業結合を行った主な理由

事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、調剤薬局事業の競争力を高めるため。

企業結合日

平成30年10月1日。なお、みなし取得日は平成30年10月31日としております。

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更ありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社ケミストの発行済株式の全部を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	162百万円
取得原価		162百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

185百万円

発生原因

株式会社ケミストの当社グループ加入後に期待される超過収益力が主な発生原因であります。

償却方法及び償却期間

効果の及ぶ期間での均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成29年6月1日至平成29年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管 理事業	医療 モール 経営事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	21,565	4,787	365	256	26,975	257	27,232		27,232
セグメント間の内部売上 高又は振替高									
計	21,565	4,787	365	256	26,975	257	27,232		27,232
セグメント利益又は損失 ()	839	145	64	61	820	5	814	230	584

(注)1 その他には、報告セグメントに含まれない人材派遣事業、文具等の販売事業及び製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業等が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 230百万円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

調剤薬局事業及び物販事業において、減損損失をそれぞれ49百万円、11百万円計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては61百万円であります。

当第2四半期連結累計期間(自平成30年6月1日至平成30年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管 理事業	医療 モール 経営事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	20,023	4,708	348	256	25,337	321	25,659		25,659
セグメント間の内部売上 高又は振替高									
計	20,023	4,708	348	256	25,337	321	25,659		25,659
セグメント利益又は損失 ()	333	76	50	47	355	0	354	179	174

(注)1 その他には、報告セグメントに含まれない人材派遣事業、文具等の販売事業及び製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業等が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 179百万円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

調剤薬局事業及び物販事業において、減損損失をそれぞれ12百万円、4百万円計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては16百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年6月1日 至平成29年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年6月1日 至平成30年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	16.41円	12.98円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株 主に帰属する四半期純損失金額()(百万円)	148	117
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金 額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失金額()(百万円)	148	117
普通株式の期中平均株式数(株)	9,039,050	9,052,870
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15.85円	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	320,687	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 1月15日

ファーマライズホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 間 洋 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているファーマライズホールディングス株式会社の平成30年6月1日から平成31年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年6月1日から平成30年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。